

犬字奉書の呪的環境

一、

運命に翻弄される不幸な天皇、その一人として挙げられる天皇は第八五代、仲恭天皇その人である。天皇は順徳天皇の第四皇子、母は東一條院藤原立子（太政大臣藤原実経の女）、建保六（一一一八）年生し、生後一ヶ月で皇太子＝東宮となり、承久三年四月、四才で父順徳天皇から讓位されて即位。やがて後鳥羽上皇、順徳上皇の討幕計画が失敗に終るや七〇余日の在位で後堀河天皇に讓位、以後、九条院に移り住まれて、文暦元年、十七歳で崩御されるまで上皇であられた。幼小の砌りの極めて短い天皇位、いかに討幕のためとはいえ、また、後鳥羽・順徳上皇の指示とはいえ、執政の実感をもたぬ不幸な天皇であつたと言わねばならないであろう。

この仲恭天皇は、誕生の際、懐成皇子と名付けられ、その傳育の実際は正二位左大臣兼行皇太子傳に任せられた九条道家が当たることとなった。道家が皇子の外舅であることも手伝ってこうした補任となつたのであろう。実はこの九条道家は当時の多くの貴紳が詳細に日記を記し留めているのと同じように、彼自身も詳細な日記「玉葉」を書きのこしているのである。この「玉葉」中には懐成皇子＝仲恭天皇に関

* 水 野 正 好

していくつかの重要な記載を残しているが、彼の正二位左大臣兼行皇太子傳という職掌とも関連する興味ぶかい記事もまた見られるのである。その一例は、「玉葉」の承久二年四月二十六日の条の記載である。

今晩、東宮行啓＝一条第、鶏鳴之後參内、……………

右大将參入直衣、為書＝犬字也、先是藏人仰＝輦車、則引＝

入＝立屏中門……………

東宮懐成皇子の一条第（母後の居所）行啓に当り道家が參内、後に右大将西園寺公経も「犬」字を書かんがために參入する。早曉・鶏鳴の時間のあわただしい行啓に伴う動き、そうした様様が簡明に記されているのである。

ところで、行啓にあたり右大将が參入し、「犬」字を書くとはどのような意義を荷い、その據つて来るところは那辺に求められる慣習であるのか、簡単な記事ではあるが問題とされるであろう。ここでいま一度「玉葉」にかえり「犬」字奉書の事例を求めらば、先の記事に十日さきだつ承久二年四月十六日の条にも「供魚味事」と題して、

斯日、皇太子始供＝魚味、曉更行啓＝干高陽院、仍曉鐘之間參内、……………天明之後、右大将依＝可＝奉書＝犬字、不＝可＝供＝奉行＝

啓之故也、自閑所方一參入奉書一犬字、日出之間出御、……：……
 といった記事を見るのである。この記事の場合も、皇太子Ⅱ東宮の高陽院行啓にあたり九条道家が参内し、また右大将西園寺公経が閑所の方から参入、「犬」字を奉書することが見えるのである。こうした「犬」字を書くために公経は行啓に供奉できなかったといった記事をも勘案すれば、東宮の行啓と「犬」字が極めて緊密な関係をもつことが読みとれるであろう。懐成皇子の一條第・高陽院行啓にあたり、右大将西園寺公経は一條第、高陽院へ先立って参入し「犬」字を書き奉るといった職掌を果しているのである。

こうした東宮行啓に係る二つの史料に見られる犬字奉書の慣習は、平安時代、鎌倉時代、室町時代に記された他の数多い日記中には殆んどその事例の記載を見ない。それだけに「玉葉」にこうした慣習が記し留められた意義は極めて大きいと言わねばならないであろう。しかも、こうした日記類を博搜するならば、珍しくもいま一つの史料を見出しうるのである。西園寺公衡の日記「公衡公記」、その内の「廣義門院御産愚記」、延慶四（一一三二）年三月廿五日の条の記事がそれである。

今日姫宮御行始也……上皇・永福門院今朝御幸、諸事有御沙汰云々、御犬字予任代々例可奉書也、而近曾有所勞不及出仕、仍上皇令奉書御云々

後伏見上皇と廣義門院の間に誕生した姫宮一恂子内親王の御幸始めにあたって、その任にある公衡が所勞で「犬」字奉書を果せず、かわって上皇自から御「犬」字を書き記されたと述べているのである。この記事に據って「犬」字奉書の慣行が皇太子、皇子に止まらず皇女にも及ぶこと、先きの懐成皇子の場合は三才の時点の行啓に係るのに対し本記事では誕生直後の御幸に係る場合であることが窺い知られて興味

を惹くのである。

「玉葉」と「公衡公記」、この二書の記載を彼此勘案するならば、「犬」字を書くといった慣行は、皇室にあって皇子・皇女の誕生後、数年の間、他所に行啓・御幸する際に見られる慣行と見做すことができるであろう。しかも、こうした慣行は皇子・皇女の出生に先立ち奉書の人があるの赴かれる先の第宅に参入する由であるから、奉書された「犬」字が出生前の居所に配置されたり、或いは皇子・皇女の乗輿の輦車に配置されるという形ではなく、行啓・御幸先の第宅に配される形のものであることを教えるのである。幼少の皇子・皇女の行啓・御幸にかぎって見られる慣習であるだけに、平常の居所には「犬」字奉書の札が見られるものの、移徙される第宅には「犬字札」を欠くだけに、その備え付けの必要から、行啓・御幸の当日早暁、こうした「犬」字奉書といった作業がなされるとみてよい。

こうした「犬」字奉書の慣行を考える時、極めて重要な資料となるのは近世の書である。近世、産育と犬の係りが多くの産書に語られるようになる。「犬箱」をめぐる語りがそれである。その詳細を記すのは「御産之規式」である。

一、犬箱の事、犬をはりにしたる箱なり、是も若子の御傍に置く也、一對の内、一ツは男犬、口をあかず、一ツは女犬、口をあくなり、大サは長さ一尺貳寸計なり、こしらへ様は、張子師の知る事なり、此宮の内へは女犬はなしねの緒、むすびの糸、又は寺社方より参らせたる守り札を入れて、若子の御そばに置くなり、……
 あまがつも、犬箱も男子のは十五歳の時、産土神の社へ納るなり、女子のは、よめ入の時も、老年になり給ふ迄も身にそへて何方へ行給ふも、御めしの輿の内に入らるる也、よめ入の時も、あたらしく作り替る事なし、ふるきまゝにて用るなり、

出産にあたり雌雄一対の犬張子の箱を作り、誕生した若子の傍らに配置する様は、まさに几帳に雌雄一対の駒犬を配置する様と重なるものである。駒犬が邪を避け主を護持すると同様、誕生した若子が犬箱によって護られるのである。「伊勢家秘書誕生之記」には、「第十四 あまがつ并犬箱」と題して、

一、あまがつとは、ほうこの事なり、二、三歳の子程にして、衣裳をして、子の伽におくなり、魔のみいれざる祈念の為なり、あまがつ一つなり、

一、犬箱も伽にあるべし

と記している。誕生した若子の夜伽ぎの場に、魔に魅入られざるよう悪事災難に遭わざるように「あまがつ」を作り置く慣行があるのと同様、犬箱も同じ場に配置されるのである。皇室にあっては、若子の辟邪のために「犬箱」が大きな役割を担っていることがこうした諸記録から容易に読みとれるのである。

先の「御産之規式」の一文中には注目すべき内容が見られる。男子の場合は十五歳まで、女子の場合は終生、この「犬箱」が人の傍らにおかれると説かれ、何方へ行き給ふ場合でも御召の輿の内に入れると説かれている事実がそれである。近世に見られる犬箱をめぐるこうした慣行を見ると、中世、皇子・皇女の幼少な段階での行啓に限って見られる「犬」字奉書の性格が臙げながらも浮かび上ってくるであろう。恐らく、誕生の時点―産育のはじまる時点から産室や養育の室に「犬」字が見られた可能性が、それだけに産室や養育を離れ別地に行啓されるとなれば、そうした新しい空間での皇子・皇女の身の傍らに、新しく「犬」字奉書の必要が生ずるのであろう。輦車や乗輿にも「犬」字を配置、併せて行啓先の第舎にも「犬」字が配されるといった事態が生まれることとなるのである。行啓・御幸は日常とは異り、魑魅魍

魎の跋跨する中で道の行きだけに、皇子・皇子の安寧をねがい、こうした邪を除くために「犬」字が想起され一層深く貴人の間に息づくと考えてよいであろう。行啓に右大将が「犬」字を奉書するために参内する、その據ってくる所は、こうした「犬」字がもつ辟邪の性格に基く慣行であると認識されていた事実を雄弁に物語るのである。

二、

行啓と係り合う犬の世界は、中世では「犬」字で、近世では「犬箱」で表現されている。ともに犬であることに相違はないが、具体的に犬の形象をとる「犬箱」と、文字で書かれる「犬」字の札との間には大きな隔りがあると見るべきであろう。こうした書かれる「犬」字の世界を検討すると興味ぶかい視座が拓かれてくるのである。

安永十年、皇都書林より刊行された『呪咀重宝記』には、「下人よびもどしいつかせたくおもふ時乃まじなひ」と題して、正方形の絵の四隅に「犬」字を配し中央に「賤」字を容れた呪符(1)を掲げ、「かくのごとく紙にしたためて亡者のつねに寝たる畳のしたに此札の字かしら子を子の方にむけて入れておくべし」と記している。「賤」の字は下人を指すものと見てよく、したがって、寄り来る誘いの手(悪霊)から下人を隔離し封じ込めるために、外向きの「犬」字を四方に配してそのよりくる道を道切りし、境立てする意を込めてこの呪符をつくり上げているのである。

こうした封じ込みの手法を駆使する形の呪符は犬字をめぐる数多く呪法書に見られる。例えば大正十三年、心友社より刊行された西村大観の著作『交霊祈禱術』中には「狐憑退散の符」として上下に各四字、左右に各三字、犬字を配置して境立てし下に狐獅子象虎狼の六字を置く符(2)を掲げている。「此符を皿に紅で書き、毎日一返つつ初水

で吞ますなり、祈念、如獅子王、と三十三返唱へて水に解かして吞ませるなり」と註している。恐らく、大字十四字を四辺に配して、その内部に狐を封じその活動を止めようとする意をもつものと見てよいであろう。こうした趣旨を最も明確に表現するのは昭和四十六年、人生五行哲学社から刊行された中村泰建著「仏教法華禁厭妙御符秘書」中の「狐引取ニ用ユル御符」と説く符である。狐字三字を頭書きし、次に犬字三字を四辺に記して囲みこんだ中に一字狐字を容れ、以下に風みこむ姿はまさに狐封じの意を端的に物語るものと言えるであろう。同書には別に「狐付ニ吞ス」符として三字二段に狐字を頭書きし犬字を大書して九字（四縦五横）を配し下に犬字三字で四辺に記して囲みこんだ円に一字狐字を容れ、以下に風に始まる呪句を連ねる符を見るが、犬字三字で以って狐字の四辺を囲みこむ姿はまさに狐封じの意を端的に物語るものと言えるであろう。同書には別に「狐付ニ吞ス」符として三字二段に狐字を頭書きし犬字を大書して九字（四縦五横）を配し下に犬字三字で四辺を囲み内に狐字を容れた符を掲げている。同様な趣旨の読みとれる符であり犬狐の密接な関係が一層強調されているのである。

狐字を犬字でとり囲む、換言すれば狐を犬がとり囲む、そうした形の呪符と相俟って、なお、いくつかの犬字をめぐる呪符がある。「交霊祈禱術」には狐字と四縦五横の九字を重さね書きし、三字の犬字を記し、左右の犬字からは狐字四字を斜め外方に連ね、中央の犬字の下に狐字一字、続いて本覚の句を二句配する複雑な符(4)を記している。この符に注して「此所（左右の最後の狐字につづく位置）に手をビタと付けさせて灸をするなり、灸をするには指より五分離れてするのである。狐辟なりと感じたれば退散するや否や聞く也」といった呪作を

記している。この符と共通する符は「仏教法華禁厭妙御符秘書」にも見えるが、中央の四縦五横・犬狐の字に続き、「南無本覚法身本如之如来」の句をもつ(5)、「ノリヲ押マゼテ魚ヲ入レ、モグサヲシンニ入レ巻、病者ノ鼻ニ狐ヲ書テ此守シテ呪ス」の注が施されている。狐字を九字で以って封する表現や犬字四字の列の上に犬字を配置する表現の中に狐の退散、狐封じの意が示されていると見てよいであろう。相似た符は「交霊祈禱術」中にいま一例見られる。「狐憑の祈禱してだまり居るを自由に名乗らせる法」と題する呪作に伴う符であるが、四縦五横の九字を頭書きし、犬狐の二字の下に三字の犬字を横並びし、下に二犬字を横書きする(6)である。「板の上にこれを書き狐憑の手を手と書いてある所につけて五六分手より離れた所に又狐の字を書いてそれに灸をして後小さい釘を打つなり、痛い痛い、といえ退散するなり……」といった注が見られる所からすれば三字、或いは二字横書きされた犬字の脇から、先の符と同様、左右に狐字四字が縦書きされ、その下端に狐憑とされる病者の手が置かれ、灸するといった見えぬ呪作が窺われるであろう。この符と共通する符は「仏教法華禁厭妙御符秘書」にも見えるが、ここでは、四縦五横の九字を頭に配して犬、狐字一字、続いて三字の犬字を置いて再び九字を配して下に犬字を書き左右斜めに狐字をそれぞれ五字、中央には「南無本覚法身如之如来」の十字を記す形をとる符(7)がある。「狐付除札御符」とあり、符の用いられる目的を明示しているのである。

狐封じをめぐる「犬」字使用の呪符を検討して来たが、この検討にあたり用いた呪法書は全て近時刊行のもの、したがってその時間的な遡及が問題となるが、この種の呪法書はその大部分が古い呪法書の編綴と見るべきものであり、その内容が近世、中世に遡及する蓋然性は極めて高いと言えるであろう。現実に中世にまでさかのぼりうるかと

考える「中山御符秘抄」には「狐守」と題して、二つの符を記している。その一は四縦五横の九字を頭書きし下に犬字・狐字一字を縦書き、下に横列三字の犬字を配する符(8)であり、誦文として「南無本覚法身本如之如来」句があることを述べている。いま一つの符は、犬、狐字一字の下に犬字三を横書きする符(9)である。同書にはこの二符に注して「板ノ上ニ書テ病者ノ両手ヲ伏セ爪ノ先キヨリ三分程置テ二三度程宛灸スベシ、亦狐ト云字ノ上ニモ灸スベシ……」といった長文の符に伴う呪作、呪句を書きあげているのである。この書の符形が先の現代刊行されている呪法書の符と共通すること、呪作や呪句もまた彼此相通ずることが指摘されるのであり、狐なり狐付(憑)きをめぐる犬字の世界が、近世・中世にも呪符といった形でダイナミックに息づいている様が鮮やかに浮かびあがるのである。

狐を犬が取りまき、時に囲いこむ、そうした形を文字で表現した呪符の一劃を見てきたが、その具体相は狐字を犬字で囲み封ざる形、或いは狐字の上下に犬字を配置し前後を封ざる形をとっている。しかし、一方ではやゝ趣きの異なる符も見ることが出来るのである。「中山御符秘抄」には、「犬聞山鬼神鬼」と一行で書き下に鬼奴メメの句を二行同書、右側に「遊行無畏鬼神」、左側に「如獅子王鬼神」と記す符(10)を掲げている。これには別に「口伝云狐著天井詰、亦タハ狐付ノ背ニ書キ可用之」といった記事があり、符の「犬」字が矢張り狐憑に用いられる旨が明示されているのである。この符では門構えの中に狐字を容れ、上に犬字を配する特色ある構造をとっている。狐憑きとされる人の家屋の天井に貼られる符といった記載は注目されるが、犬字を以て狐を抑える意を語る符としても重要な資料といえるであろう。

この符と関連していま一符を掲げるならば、同書に、魁字を五字、

一・二・一・一字を縦書きし続けて大持国天王、二行に梵字を配して主行とし、右側に「鬼子母神魁魁」、左側には「十羅刹女魁魁」の字を連ねる符(11)がみられる。「是ハ狐著ノ時天詰可用之、亦タ狐著者ニ類可書……」とあり、従前の諸符と同様、狐著きに係わり合う符といえるのである。呪法書には「鬼」字の変化活用形が多数見られ、一部には「鬼字大事」と題して主要なその活用の諸例を掲げる場合も見られる。かように鬼字を変化させて「魁」字や「魃」字が生み出され、魁字の上下を魁字で抑える形で狐封じの機能を果す符とするのである。犬字が呪符の世界で極めて大きな意義をもつことがこうした呪法書から辿れるのである。

犬字を用いた呪符は、その大部分が「狐」と係り合い、狐封じの意味を担って多用され、加えて種々の興味ある構造をとりながら呪的環境の中で複雑に息づいているのであるが、やや趣きを異にする事例として注目されるのが、最初に記した「下人呼び戻しの符」である。主家を離れ逃散した下人の呼び戻しに犬字が用いられる理由は、単なる犬字による囲いこみだけでなく、下人の背後に離脱を指示する霊威一狐が考えられていると見ることも可能であろう。「中山御符秘抄」には、主行に「南無妙法蓮華経魁魁犬犬」と記し、右側に「二聖・梵字・鬼子母神」、左側に「二天・梵字・十羅刹女」の字句を配する符(12)がみられる。この符には狐字は見られないが犬字が登場する。符は興味ぶかいことに「童夜啼守」(小児夜鳴ヲ止ル符)と記されている。こうした夜啼きにかかわる一群の符の世界には、例えば「上野ノアカタカ原ニ鳴狐ヒルハナク共ヨルハナナキソ」、「イナリトノ吉野ノ山ニ子ヲ産テヒルハナク共ヨルハナナキソ」などといった呪歌が見られるのであり、小児・童の夜啼きに対応する符に犬字のみが見え、狐字を欠くとしてもその背景にはこうした呪歌から、やはり狐の存在

が定められるのである。現実に『修験深秘行法符咒集』には「小児の夜啼きを留る法」として「犬の頭の下毛を取り、裏に袋を縫ひ袋に入れ小児の両手に掛ければ忽ち泣き止む……」といった呪法が記しとどめられており、小児の夜啼きと犬・狐との密接な関連がこうした呪作の面からも確認されるのである。

三、

このように近世・近代の呪法書に見える呪符を検討してみると、『玉藻』や『公衡公記』が記す幼小の皇子・皇女の行啓・御幸の際の「犬字奉書」といった慣行の性格、意義が那辺にあるかが誠におぼろげではあるが、その姿が垣間見られるようになってくるであらう。近世・中世を通じて「犬」字を用いた呪符は、その背景に常に「狐」字を伴う形、換言すれば人に憑依する狐を表現する「狐」字あってはじめて「犬」字がその存在の意義をもつといった形で用いられていることを知りえたのである。幼小の皇子・皇女の行啓、御幸に際し「犬」字を奉書する慣行は、仮りにそうした呪符からすれば、行啓の道行き或いは行啓先きにおける狐の憑依を防がんとする想いに連なると見てよいであらう。ただ、呪法書に見える「犬」字はいずれも狐が憑依した場合の処方として登場する呪符であり、狐の憑依を未然に防ごうとする呪符はそこには見られないのである。従って、「犬」字奉書といった形で成立する一種の未然に憑依を防ぐべく生れた呪符は、そうした一般の「犬・狐」字を用いた憑依後の処方としての呪符とは、一応区別されるものとみなしてよいであらう。中世、貴紳衆庶の間では憑依の未然防御の符と共に憑依した邪悪な霊の退去をはかる呪符も広く行なわれていたものと考えられるが、近世に至ると貴紳の間には「犬」字奉書の慣行に見られる未然防御の符と共に、一般の憑依した狐霊を

退去せしめる符も行なわれ、なお長く対構造をなして残存していくようである。衆庶の間にあつては前者の符は影を薄め、後者、憑依した狐霊の退去を促す側の符の世界が強く意識され、一層その体系を整えていくかの如くに想えるのである。

こうした「犬」字をめぐる呪符の成立を考える時、極めて重要な資料の存在が指摘されるのである。例えば昭和三十三年、東京書院から刊行された『神秘神霊秘伝秘法』の記事もその一つである。そこには、「災難よけの呪」と題して、「寝る時、寝る室の天井に、☆ かくの如き形を指にて書く真似をし、その中へ「戌」の字の仕舞の点をうつ、旅にある時は宿を立たんとする時うつ、これにて前夜の呪を解くこととなる。斯くする時は夜寝む暇に災難のかかることなし」と説いている。この呪法書に見られる「戌」字は十二支中の戌、即ち犬字と通ずる戌字であるだけに犬字とかかわって注目されるのである。この記事にいう災難が如何なる内容を指すのかは不明であるが、寝臥の時、寝臥の室の天井にというからには夜中、人を襲う鬼神なり憑霊の動きを封ずる目的をもつ呪作であることは改めて説くまでもない所であらう。夜間、跋扈する狐などもそうした憑霊の一劃にあると見てよいであらう。五行を切り、内に戌字を書くといった呪作で夜間跳梁する鬼神・憑霊を封ずるのである。従って、この戌字で表現される呪作は、先程見た犬字の呪符と相い通ずるものがあると言えるのである。

実は、こうした「戌」字は古い段階の呪符にその例示を見ることが出来るのである。昭和五五年、多賀城西南方で発掘された「百俵平安符」⁽¹⁾にその一例が見られるのである。このまじなひ札は天地二七・五、幅三・一、頭は山形、下端を尖尾の形に作りなした木札であるが、その表面には「唵」の呪字を頭書きし、以下「百俵平安符未申立符」といった一文を容れ、裏面には戌字を二二二段に書き、さらに戌字を三

字二段に配し、下に「噫々如律令」の句を据えている。平安時代前期に属するこのまじなひ札は明記されているように「百恠平安符」と呼ばれるものである。「𪗇」はその呪符、未申立符とは四方一辰巳・未申・戌寅・丑寅、或いは中央を含めた五方に配する中の未申方に立てる呪札であることを物語る。「𪗇」の呪符は従って未申の方（西南）に対応する符であり、このまじなひ札がその方向に挿したてられるものであることを教えているのである。百恠（百の物怪）恠の騒ぎを静め平安を迎えるためにこうしたまじなひ札を四辺、或いは中央にも挿し立てて祭りする。そうした際、未申の方に樹てられた札がこの札なのである。裏面に見える噫々如律令の句はまじなひ世界の常用句であり、速やかに正常に帰れ（早く鬼よ去れ）との意を示すもの。問題の百恠、その早急な鎮静を具体的に表現するのが戌字十字からなる呪図である。百恠と直接係り合うものとして「戌」字が登場しているのである。「戌」字で記される犬の世界が百恠と結び付く姿がここに辿れることとなったのである。

百恠を鎮める祭儀は百恠祭（百恠祭）である。「玉海」の治承四年五月四日の條には去月二十九日に起った飄風を希代の事と見、そうした変事が「兵の敗るに連なる」と考えられたために百恠祭が、また「吾妻鏡」の建暦三年八月二八日條には同月二二日、鶴ヶ岡八幡宮で生じた奇異が兵革の兆であると思なされて百恠祭が、或いは「親長郷記」文明九年十月二十日条には度々の変異が問題となり百恠祭が執行されているのである。従って、平安時代、多賀城近くでも同様な変異、希代の事が生じ、その鎮静を願ってこうした百恠の祭儀が実修され、百恠平安符がその場で用いられたものと考えられるのである。

こうした百恠祭と係り合うまじなひ札がいま一例知られている。静岡県浜松市伊場遺跡で発掘された札がそれである。天地三二・二恠、幅

六・七寸の長方形の木札で頭近くに抉りを入れて懸吊の用にそなえている。札表には「百恠咒符百々恠宣受不解……令疾三神……」「宣天罡真符佐富不佐三神急々如律令」「龍蛇形、呪符（人山龍二行、弓龍）急々如律令」といった複雑な呪符が見られる。その意味なお通じない一面をのこすが、本符は百恠咒符と名付けられるべきものであり、天帝が天罡星に対して三龍蛇神の動きを鎮め速やかに常態に帰るよう宣示しているのを見てよいであろう。龍蛇の形をえがく呪図と呪符が左方に寄せられて記され、その意をよく示しているのである。かつて秋田城中枢区の井戸底から発掘された樽に、同様な龍蛇形が見られたが、この樽の裏面には弓が構えられ矢が身に立つ鬼神かと思える人像風の立姿が墨描されている。龍蛇や鬼神、そうした災疾に連なる存在を除却せんとする呪儀の場で用いられた重要な景物としてこうした樽を理解すると、この伊場遺跡の呪符―百恠咒符・宣天罡真符のもつ意義も明確になってくるであろう。ところでこの伊場遺跡のまじなひ札の裏には興味ぶかいことに墨書きされた横長長方形の枠囲いの中に横列する三字三字の「戌」字が見られ、その下に虺子ロロロ、弓ヨヨヨ弓といった二行割の呪符があり、下に大書された急々如律令の句が見られるのである。恐らく龍蛇神の跳梁を封ずる意にそって戌字が配置されているのであろう。百恠咒符の名の語るようにその物怪、百の恠現象は龍蛇神によって惹き起されると考えられ、その対応策として戌字が想起されているのである。

奈良時代、平安時代初期、まじなひ札の一劃に百恠咒符があり、百恠祭と関わり合い百恠を避けようとする動きの中心となったのであるが、現今発見されている二枚のまじなひ札は、共にその札中に「戌」字を伴っているのである。要言すれば「戌」字は「百恠の根源―龍蛇神」の動きを封じるものとして重要な機能を呪符の世界で果している

と言えるであろう。中世・近世に見られる「犬」字を用いた呪符は奈良時代には見られず、「犬」字に代って「戌」字が著しく多用されているように思えるのである。しかも「犬」字が狐著きなど狐憑きとの関連で息づくのに対し、「戌」字は百恠に関わり、龍蛇神と絡むのではないかと考えられることも注目すべき事実であるといえよう。

四、

「戌」字を用いた呪符は古く奈良時代に始まり平安時代初期の間、百恠に関係する呪符中で盛行している。こうした百恠の概念や呪儀、呪符はその記された文言などから見ても日本で独自に誕生したものはなく、隋唐文化の摂取過程でもたらされたものと見るべきであろう。故地中国での詳細は不明であるが天罡、急々如律令といった句は確実に彼地から承ける文言だけに、そうした導入の経緯が読みとれるのである。平安朝、こうした「戌」字を継承するかのようになし、呪符に登場してくるのが「犬」字である。しかし、中・近世の呪法書で検討するかぎりこの「犬」字使用の呪符はその殆んどが狐著き―憑狐と係り合う形をとり、先の「戌」字が百恠と係り合いを見せるだけに様相の一変といった事態が感じとれるのである。二者の間を繋ぎ脈絡を求めることは至難であると言わねばならず、「犬」字呪符の成立は新しい呪符の一群がこの時期に誕生したことを意味し、呪符の日本の展開を語る―換言すれば漢風呪符とは別に新しく和風呪符がその基盤を獲得する時期と説くことが出来るのである。

懐成皇子などに係って見られる犬字奉書の事例は、皇子・皇女の行啓・御幸に当って一般的に修される慣行ではなく、皇子・皇女が嬰幼であること、幼小の行啓・御幸であるだけに犬字奉書の慣行が見られるのである。恐らく高陽院・一条第といった新しい環境の第宅への移

徙であるだけに、そうした第宅に犬字を奉書し貼るなり吊るといった慣行が誕生するのである。「童夜啼きを止むる符」に犬字を見るだけに、新しい第宅の環境になじまぬ幼小の皇子・皇女の夜啼き、或いは異様な癩の高ぶり、そうした事態が狐憑く様とも見なされて、対応する呪符として「犬」字奉書といった慣行に結びつくのである。この「犬」字奉書が、犬字一字のみでなる呪符であるか、或いは中・近世の呪法書にも見られるような犬・狐字をまじえた複雑な呪符であるのかはいまにわかには決めがたいが、狐憑くなどの状況になることを未然に防ぐ意のつよい呪符であるだけに犬字一字を大書する形である可能性も考えられるところである。陰陽師や呪師が犬字奉書に係らず、西園寺公経や上皇が「犬」字奉書されるといった点も犬字一字奉書の可能性を強めるところとなるかも知れない。しかし現実には一字で構成される呪符はその例乏しいだけに、一般の「戌」、「犬」にとどまらず、呪凶、呪符、呪句などを具えた複雑なものであったと見るべきであろう。

こうした「犬」字奉書された呪符が、行啓する第宅に如何に用いられるかは先の史料からでは読みとりえない。その復原にあたって注目される一は、「借地文」といった分野の呪符である。出産にあたり血穢を生ずるため、事前に産室となる地を東海大神王など四方天地の神々から借請する―産後は浄めて四方天地の神々に返還することを前提として―呪符であり、「医心方」によれば、産室の北壁に貼るよう指示されている符である。従って借地文の場合は産室の北壁に一符を貼る形と言えるのである。しかし、多賀城附近発見の「戌」字を書く百恠平安符には「未申立符」の一文があり、四方を結界する、その一角に立てられるべき符であったことを物語る。従って四方や天地に札を挿したつ形もあると言えるのである。こうした二種の在り方のいずれ

をもって「犬」字奉書のケースに該当させるかは難しいが、枕頭ならば一札、寢室などであれば四札、六札といった形や天井に一札といった形が考えられるであろう。

犬をめぐるまじなひ世界は、極めて多彩である。古くは宮門における単人の犬吠が結界の守護を果し、天皇や貴紳の遊獵では獲物を困いこみ動きを封ずる機能を果した。こうした犬がもつ性格は、呪符世界にも移され、呪符に見られる「戌」・「犬」字の配置や重さね具合はまさにこうした遊獵時の犬の動きとも通ずる形をとることとなるのである。例えば、「犬」字奉書といった慣行は、幼小の皇子・皇女の行啓・御幸という極めて稀な場面のみが「日記」に登場するが、恐らく皇子・皇女の誕生に当ってその居室にも見られた可能性はつよく、そうした慣習が幼小の皇子・皇女に止まらず、貴紳の間における幼児にも通じて見られたのではないかと想われるのである。記事が皇子・皇女だけに特別に記しとどめられたのであり、貴紳の間では一般的な慣行として特記されるものではなかったと考えることもできよう。「犬」字奉書、些細な一片の記事ではあるが、その由縁をさぐり流れを求めるとき「犬」字、「戌」字がダイナミックに息ずいたそれぞれの時代のあることが窺われ、一層の興趣をよぶのである。

Magical Rites of 犬 or 戌 in Ancient Japan

Masayoshi MIZUNO

Summary

1. When a young prince or princess stayed out of the palace, a letter of 犬 (that is a Chinese character, meaning a dog) used to be shown inside thier staying room during Heian and Kamakura period.
2. Why should the letter of 犬 be used at the occasion? Some documents on magical charms in Muromachi and Edo period show us that the reason might be related to a fox. One example in the documents is like that, a fox would make children cry at night and then a dog could drive it away which caused troubles. In this case, a letter of 犬 roles as a special incantation against the fox. We can find various charms of this type in the documents. The case mentioned above would be one of them.
3. This kind of charms originated in Nara period. A wooden charm found at Iba site in Shizuoka prefectrue has a letter of 戌 (meaning the Dog, the eleventh of the twelve horary signs) instead of 犬, and has a purpose of depre-ssing every evill spirit's works. A wooden charm with a letter 戌 found at Tagajou site in Miyagi prefecture is another example.
4. At the Tang age, various kinds of magical rites and ceremonies were imported from China to Japan, and then this type of charm discussed here was one of them. Using 犬 instead of 戌 began in Heian period to focus on a fox among many kinds of evill spirits.